

## 市税条例等の改正

地方税法の改正等に伴い、東松山市税条例等の改正が行われました。

### <軽自動車税環境性能割の廃止>

国内自動車市場の活性化及び自動車を取得する者の負担の軽減を図るため、軽自動車税の環境性能割を廃止しました。

### <軽自動車税におけるグリーン化特例の延長>

環境性能の良い車両の普及を後押しするため、軽自動車を取得した翌年度の軽自動車税の税額を75%軽減するグリーン化特例について、電気自動車等に限り適用期間を令和10年3月31日まで延長しました。

### <個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置>

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、個人市民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じ得ることから、提出義務の範囲が拡大されます。

### <固定資産税の免税点の見直し>

物価上昇が続いていることを踏まえ、課税標準額が一定の額に満たない場合に固定資産税を課さないものとする免税点を見直し、家屋については20万円が30万円に、償却資産については150万円が180万円になります。

### <再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し>

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直しをした上で適用期間を3年間延長しました。

### <利便性等向上改修工事が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税並びに都市計画税の減額措置の見直し>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物移動等円滑化基準に適合する改修工事が行われた劇場や音楽等堂に係る固定資産税並びに都市計画税を減額する措置について、対象を特別特定建築物全般に拡大し、期間を令和11年3月31日までとしました。